

神崎市議会議員補欠選挙結果

◎問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎37-0100

4月28日に神崎市長選挙と同時に執行された神崎市議会議員補欠選挙は、補欠定員1人に対し2人の立候補があり、吉田守氏が当選されました。

4月29日、当選された吉田氏に対し、神崎市選挙管理委員会の志岐正博委員長から当選証書が付与されました。

任期は令和8年4月22日までとなっています。



▲当選証書を受け取る吉田氏（写真右）

浄化槽設置申し込み随時受付中

◎問い合わせ 下水道課 管理係 ☎37-0105

市が主体となり、浄化槽(高度処理型)を皆さまの自宅に設置しています。合併浄化槽をつけることで、トイレを水洗化して快適な生活を送ることができます。さらに、きれいな水を流して美しい豊かな自然を守ることができます。

●浄化槽設置可能区域

・神崎町内の下水道の計画区域を除く区域 ・脊振町全域 ・千代田町全域

●設置申込

受付は随時行っています。新築、増築などの工事着工3～4カ月前までにお申し込みください。また、11人槽以上50人槽までの浄化槽の場合、設置までに期間を要しますので、早めにご連絡ください。

●使用料について

浄化槽設置後は、毎月使用料を頂き、市が維持管理をします。

使用料は、基本料金と人数割で決定します。基本料金は設置する浄化槽の大きさで異なります。

(例) 4人家族で5人槽を使用する場合の使用料は3,850円

※徴収は、佐賀東部水道企業団が上水道と合わせて行います。

歯とお口の健診が始まります

◎問い合わせ 健康増進課 健康増進係・母子保健係 ☎51-1234

歯周病の検診

今年度40歳および50歳になる人は、歯周病の検診が無料で受けられます。

高齢者の病気というイメージのある歯周病ですが、実は、40歳以上の人が歯を失う原因の第1位です。

歯周病の原因となる歯周病菌は、歯のみならず全身の健康に大きな影響を与える存在です。例えば、糖尿病の悪化、動脈硬化や脳梗塞、心筋梗塞、肺炎などのリスクを高めることもわかっています。

対象者には5月に受診券を送付しています。期間内の受診をお願いします。

妊婦歯科健診

妊婦を対象とした歯科健診を実施しています。

妊娠中は、つわりや女性ホルモンの影響でむし歯や歯周病になりやすく、放置すると早産や低体重児出産のリスクが高まります。また生まれてくるお子さんにむし歯菌をうつすことがあります。

ご自身の健康と安全な出産、生まれてくるお子さんのために、むし歯や歯周病の早期発見・治療を行いましょう。

●市内協力医療機関

中山歯科医院 ☎44-4147	大櫛歯科矯正歯科医院 ☎44-5475	泉福歯科医院 ☎52-2839	古賀歯科医院 ☎52-1647	こばやし歯科医院 ☎55-6030
神崎市国民健康保険 脊振診療所 ☎59-2321	佐賀さくら歯科 親子歯科クリニック ☎97-6438	船津歯科医院 ☎52-1391	なかはら歯科医院 ☎53-1849	しばた歯科医院 ☎55-9118
栗並医院（歯科） ☎52-2977	中村歯科医院 ☎44-2992	江頭歯科医院 ☎44-5523	永原歯科医院 ☎52-2970	

●対象者

- ・昭和59年4月1日～昭和60年3月31日生
- ・昭和49年4月1日～昭和50年3月31日生

●実施期間

令和7年2月28日（金）まで

●受診時必要なもの

通知（受診券）、健康保険証



●対象者 母子健康手帳を交付された妊婦

●受診期間 出産前日まで

●持っていくもの

- ・母子健康手帳 ・妊婦歯科健康診査受診券
- ・健康保険証

脊振地区・神埼地区「住民総合健診」が始まります！

◎問い合わせ 健康増進課 健康増進係 ☎51-1234

脊振地区は6月、神埼地区は7月、千代田地区は8月に住民総合健診を実施します。また今年度は地区割で健診を実施します。1年に1回は健診を受けましょう。

健診対象者や料金は、4月末に全戸配布した「令和6年度神崎市健康診査・がん検診のご案内」や市ホームページをご覧ください。

がん検診が無料！（40歳限定）

昭和59年4月1日～昭和60年3月31日生まれの人は、各種がん検診が無料で受けられます。

胃がん検診のみ予約制！

胃がん検診を希望する場合は下記の方法で予約が必要です。

●予約方法

- ①Webで予約（24時間受付）
- ②健康増進課の窓口または電話で予約（平日：8時30分～17時15分）

●予約受付期間

6月17日（月）8時30分～
6月23日（日）23時59分



▲予約サイト

年齢判定基準日：令和7年3月31日

健診日	健診会場	対象地区	健康診査	肝炎ウイルス (20歳以上)	*肺 40歳以上	胃 40歳以上	前立腺 50歳以上 男性	大腸 40歳以上
			若年 400円 特定 1,000円 後期 無料	無料	500円	500円	500円	500円
6月26日(水)	脊振交流センター	脊振	○	○	○		○	○
6月27日(木)			○	○	○	○	○	○
7月3日(水)	神埼町 保健センター (中央交流センター)	神埼・枝ケ里・西小津ケ里・本堀・田道ケ里	○	○	○		○	○
7月4日(木)			○	○	○		○	○
7月5日(金)			○	○	○	○	○	○
7月7日(日)		永歌・横武・本告牟田・姉川・尾崎	○	○	○	○	○	○
7月8日(月)			○	○	○		○	○
7月9日(火)		竹・鶴・城原・志波屋・的	○	○	○		○	○
7月10日(水)			○	○	○		○	○

●受付時間 8：30～10：30

※65歳以上は結核健診を無料で追加

ご都合のつかない人は対象地区に限らず、どの日程でも受診できます。

託児を利用できます

健診を受けたいが、子どもの預け先がないという人は受診の間、託児を利用することができます。

託児希望者は予約が必要です。受診希望日の1週間前までに電話または健康増進課窓口で予約してください。

託児できる人数に限りがありますので、早めにお申し込みください。

特定健康診査を受けましょう！

◎問い合わせ 健康増進課 健康増進係 ☎51-1234

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、さまざまな生活習慣病リスクを見つけるための健診です。生活習慣病の発症や重症化の予防、健康寿命延伸のためにも、健診を受けましょう。

●対象 40～74歳の神崎市国民健康保険加入者

●健診内容 問診・身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査・内科診察・心電図など

●料金 1,000円

●受診に必要なもの

健康保険証、特定健診受診券（ふじ色）、特定健診受診票、お薬ノート（お持ちの人）、自己負担金

※受診券・受診票については、6月上旬頃郵送します。

早めに受診を希望される人は、お問い合わせください。

●実施期限 令和7年3月31日（月）まで

※神崎市国保が助成する特定健診は、集団健診・個別健診・毎日健診、ヘルスサポート、国保人間ドック

および脳ドックのうち、年度内にいずれか一つの受診となります。重複受診や国保資格を喪失された後の受診は全額自己負担となる場合がありますのでご注意ください。

※健診結果に基づき、市の保健師が生活習慣病改善の必要性に合わせ、保健指導を行います。

●受診方法

・集団健診 住民総合健診の会場で受ける方法です。詳細は全戸配布・市報にてお知らせします。

・毎日健診【要予約】 ☎37-3314

佐賀県健康づくり財団で受ける方法です。

詳細は健康づくり財団へお問い合わせください。

・個別健診 県内の実施医療機関で受ける方法です。医療機関へ直接予約してください。

神崎市郡医師会 特定健診等実施医療機関→



神崎市国保特定健診・後期高齢者健診対象の皆さんへ

令和6年度「KA.TA.L♡ポイント」事業が始まります！

◎問い合わせ 市民課 国保医療係・後期高齢年金係 ☎37-0115

～神崎で楽しくロングライフ！健康寿命を伸ばしましょう!!～

市主催の健診やがん検診の受診、健康教室や各種講座への参加、ご自身の健康づくりへのチャレンジでK A. T A. L♡ポイントが獲得できます。ポイントを貯めて「健康」と「賞品」を獲得しましょう！

ステップ① 参加申し込みをする

- ・申込書に記入し、市民課国保医療係、後期高齢年金係に提出し、チャレンジカードをもらう。
- ※国民健康保険加入者の申込書は、受診票に同封してお送りしています。
- 後期高齢者医療保険加入者の申込書は、窓口や健診会場に準備しています。
- ※住民総合健診会場でも申し込みできます。

健康教室にかた
ってポイントを
もらおう！



ステップ② ポイントを貯める

- ・特定健診、後期高齢者健診、がん検診を受ける。
- ・チャレンジ目標を掲げ日々取り組む（継続して3カ月）。
- ・市で開催される健康教室や講座などに参加する。

健診結果説明
会にかたって
ポイントをも
らおう！



ステップ③ チャレンジカードと記録表を提出する

- ・カードと記録表を国保医療係、後期高齢年金係に提出する。
- ・100ポイント達成後、早めにご提出ください。
- ・チャレンジカードの有効期間は令和7年3月31日までです。

KA. TA. L♡ポイント 100ポイント達成すると、以下のいずれかをプレゼント！

- ・神崎市観光協会お買物券1,000円分 ※かんざき遊学館または高取山公園わんぱく館で使えます！
- ・次年度特定健診（集団のみ）無料券（1,000円相当） ※国民健康保険特定健診対象者のみ

後期高齢者医療保険料率改定および所得が低い人に対する軽減基準の見直し

◎問い合わせ 佐賀県後期高齢者医療広域連合 資格賦課係 ☎64-8476 市民課 後期高齢年金係 ☎37-0115

保険料率の改定

医療給付費の支出などの動向を踏まえ、保険料率が次のとおり改定されました。

●令和6・7年度

均等割額 + 所得割額 = 年間保険料額
(57,100円) (基礎控除後の総所得金額等×11.09%) (賦課限度額80万円)

※令和5年度末（令和6年3月31日）時点で75歳以上または令和6年度末（令和7年3月31日）までに障がい認定による被保険者である人の令和6年度の賦課限度額は、**73万円**です。

※「基礎控除後の総所得金額等」が58万円（年金収入211万円相当）以下の人の令和6年度の所得割率は、**10.27%**です。

所得が低い人に対する軽減基準の見直し

消費者物価の伸びなどを考慮し、令和6年度の均等割額の2割軽減および5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が次のとおり拡充されます。

軽減割合	同一世帯の世帯主および被保険者全員の軽減判定所得の合計額
2割軽減 (軽減後の均等割額 45,600円)	【令和6年度】 43万円+ <u>54.5万円</u> ×世帯に属する被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数－1） 以下の世帯
5割軽減 (軽減後の均等割額 28,500円)	【令和6年度】 43万円+ <u>29.5万円</u> ×世帯に属する被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数－1） 以下の世帯
7割軽減 (軽減後の均等割額 17,100円)	【令和6年度（変更なし）】 43万円+10万円×（年金・給与所得者数－1）以下の世帯

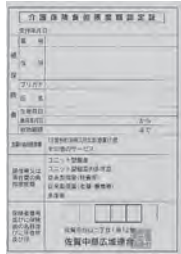
介護保険負担割合証等の更新および負担限度額の認定申請

◎問い合わせ 高齢障がい課 地域支援係 ☎37-0111 佐賀中部広域連合 給付課 ☎40-1134

◆介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証の更新時期です

右の証の有効期限は7月31日（水）までです。8月以降も利用する人は、更新の手続きなどについて右の表をご確認ください。

※介護サービスを利用している人は、新しい負担割合証・負担限度額認定証をケアマネジャーやサービス事業者に提示してください。

	介護保険負担割合証	介護保険負担限度額認定証
対象者	要支援・要介護認定を受けている人や事業対象者	介護保険施設に入所している人やショートステイを利用する人
証の色	白色 	ピンク色 
現在の有効期限	7月31日（水）	
更新の手続き	手続き不要。 佐賀中部広域連合から新しい負担割合証が郵送されます。	8月以降も認定証が必要な場合は、6月3日（月）～28日（金）までに、佐賀中部広域連合または高齢障がい課に申請してください。
新しい証の到着	7月中旬	

◆介護保険負担限度額認定申請について

施設サービスとショートステイを利用する人の食費・居住費は、全額本人が負担する必要がありますが、所得が低く、負担することが難しい人には、申請によりその一部が介護保険から「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として支給されます。詳しくは右表をご覧ください。

また、令和6年8月から居住費の自己負担限度額が変わります。あわせてご確認ください。

利用者負担段階と負担限度額（一日当たり）

【 】内は令和6年8月からの金額です

利用者負担段階	対象者	負担限度額					
		居住費（滞在費）				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	生活保護受給者および世帯全員（別世帯の配偶者含む）が住民税非課税で老齢福祉年金受給者	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (320円) 【550円】 【(380円)】	0円	300円	300円
第2段階	世帯全員（別世帯の配偶者含む）が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80万円以下の人	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (420円) 【550円】 【(480円)】	370円 【430円】	390円	600円
第3段階	① 世帯全員（別世帯の配偶者含む）が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80万円を超え120万円以下の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円】 【(880円)】	370円 【430円】	650円	1,000円
	② 世帯全員（別世帯の配偶者含む）が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が120万円を超える人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円】 【(880円)】	370円 【430円】	1,360円	1,300円
第4段階	上記以外の人	負担限度額なし					

（ ）内は介護老人福祉施設および短期入所生活

・預貯金等の金額が下記の額を超える場合、給付対象にはなりません。

・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

・第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合

・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合

・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

後期高齢者の訪問健康相談を実施します

◎問い合わせ 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476 市民課 後期高齢年金係 ☎37-0115

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者を対象に、訪問による健康相談を実施します。ご家庭でより健康に生活していただくために、健康に関することや医療機関の利用方法などについて、情報提供やアドバイスをします。

日頃の身体のお悩みや気になることがあれば、ご相談ください。

※対象者には、案内文書を送付します。

※訪問健康相談は無料です。



6月から入院時の食事療養標準負担額および生活療養標準負担額が変わります

◎問い合わせ 市民課 国保医療係・後期高齢年金係 ☎37-0115 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476

入院時の食事代については、下表の自己負担（標準負担額）が必要です。ただし、住民税非課税世帯の人などは、自己負担額が軽減されます。

●食事療養標準負担額（食費の自己負担額）

対象者の分類		食事療養標準負担額 （1食につき）	
国民健康保険	後期高齢者医療制度	変更前	変更後
下記区分以外の人		460円	<u>490円</u>
下記区分のいずれにも該当しない 指定難病患者		260円	<u>280円</u>
住民税非課税世帯・ 低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）		210円	<u>230円※</u>
低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）		100円	<u>110円</u>

※住民税非課税世帯・低所得者Ⅱ・区分Ⅱの人で、過去1年で90日を超える入院の場合は1食当たり（変更前：160円、**変更後：180円**）となります。

●低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）とは…同一世帯の世帯主および国保被保険者（※後期高齢者医療制度加入者は世帯全員）が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人。

●低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）とは…同一世帯の世帯主および国保被保険者（※後期高齢者医療制度加入者は世帯全員）が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ・区分Ⅰ以外の人）。

●生活療養標準負担額（食費・居住費の自己負担額）

・国民健康保険（65歳以上の場合）

対象者の分類	食費（1食につき）		居住費 （1日）
	変更前	変更後	
下記区分以外の人	460円	<u>490円</u> ※1 ※2	370円 ※4
住民税非課税世帯・ 低所得者Ⅱ	210円	<u>230円</u> ※3	
低所得者Ⅰ	130円	<u>140円</u>	

※1 保険医療機関の施設基準などにより（変更前：420円、**変更後：450円**）となる場合があります。

※2 住民税課税世帯、低所得者Ⅱ・Ⅰ、区分Ⅱ・Ⅰを除く指定難病患者は（変更前：260円、**変更後：280円**）となります。

※3 過去1年で90日を超える入院の場合は1食当たり（変更前：160円、**変更後：180円**）となります。

※4 指定難病患者は0円となります。

・後期高齢者医療制度

対象者の分類		医療の必要性が低い場合			医療の必要性が高い場合		
		食費（1食につき）		居住費 （1日）	食費（1食につき）		居住費 （1日）
		変更前	変更後		変更前	変更後	
現役並み所得Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ、 一般Ⅱ・Ⅰ		460円	<u>490円</u> ※1	370円	460円	<u>490円</u> ※1 ※2	370円 ※4
区分Ⅱ		210円	<u>230円</u>		210円	<u>230円</u> ※3	
区分Ⅰ	老齢福祉年金 受給者以外	130円	<u>140円</u>		100円	<u>110円</u>	
	老齢福祉年金 受給者	100円	<u>110円</u>	0円	100円	<u>110円</u>	0円

有料広告



Farmers Kitchen
あいちゃん農園

園主・森田浩文

鮮やかな世界の野菜を使った
お料理をお楽しみください！
あいちゃん農園のお野菜は
ネット通販でも大好評です。

メニュー（テイクアウトOK）

季節のお野菜ランチ	1,000円
シンシアンライス	850円
お野菜カレー	890円
お野菜ちゃんぽん	890円
お野菜ピザ	1,200円

あいちゃん農園

検索



有料広告

道の駅吉野ヶ里店≫ 吉野ヶ里町松隈1719-11 さざんか千坊館内 ☎0952-55-6175 営業時間 11:00～15:30 定休日：水曜

アバンセ店≫ 佐賀市天神3-2-11 どん3の森（アバンセ内） ☎080-4312-4831 営業時間 11:00～15:30 定休日：月曜

国民年金加入の手続き・年金振込通知書について

◎問い合わせ 市民課 後期高齢年金係 ☎37-0115 佐賀年金事務所 ☎31-4191

20歳以上60歳未満の人が勤務先を退職し、農業者・自営業者・学生・フリーター・無職などになった場合は、国民年金への加入（厚生年金などからの切り替え）手続きが必要です。また、退職した人に扶養されていた配偶者も国民年金への種別変更の手続きが必要です。

離職票などの書類を持参し、市役所または年金事務所で手続きを行ってください。

- マイナポータルを利用した手続きが可能です
手続きが可能なものは、国民年金第1号被保険者の

資格取得・種別変更・国民年金免除・納付猶予および学生納付特例です。詳細は、日本年金機構のホームページをご確認ください。

●年金受給者の皆さんへ

毎年6月に、日本年金機構から「年金振込通知書」が送付されます。これは6月から翌年4月までに支払われる金額をお知らせするものです。

振込通知書に記載されている保険料（税）額は、予定額が記載されています。決定額については、それぞれ送付される保険料決定通知書等で確認してください。

『おひさまルーム』子育て相談会

◎問い合わせ 西郷保育園 ☎53-4881 仁比山保育園 ☎52-2952 ちよだ保育園 ☎44-6941 せふり保育園 ☎51-9051

保育士と一緒に遊びながら、子育てについてお話をしませんか？

毎日の子育ての中で、お子さんの成長に関して保育士に聞いてみたいことなどありましたら、気軽にお越しください。費用は無料です。

例えば、育児で疲れてちょっと話を聞いてほしい、イヤイヤ期で困っている、言葉やお友達との関わりが気になる、トイレトレーニングが上手くいかないなど、気軽に話してみませんか？

- とき 6月20日（木）
受付：13時15分～13時30分
遊び・相談会：13時30分～15時



- ところ
神崎市中央交流センター 1階多目的室
（市役所本庁北側）

●対象者

0歳児から就学前までのお子さんと保護者

●持参するもの

水分補給用の飲み物 ・ハンカチかタオル

●内容

・手形アート
・親子体操
・保育士による読み聞かせ

ほかにも遊びのコーナーを用意しています！



かるがもランド（要予約） あお虫工作♪

赤ちゃんから就学前までのお子さんと保護者の皆さん、妊婦さん、気軽にお越しください。

- とき 7月16日（火）
受付：10時15分～
開演：10時30分～11時30分

- ところ 神崎市中央公民館 和室

●内容

田中 茂子先生による、あお虫工作です。

※定員20人

- 参加費 無料
- 申込期間 6月3日（月）～7月12日（金）
- 主催 神崎市母子保健推進協議会

◎予約・問い合わせ

健康増進課 母子保健係
☎51-1234



困ったこと、悩んでいること、ご相談を

相続・遺言・不動産登記・商業・法人登記
成年後見・借金問題（相談室あります・秘密厳守）

料金の見積り等も、気軽にお尋ね下さい

営業時間 午前8:00～午後6:00

火曜日は午後8時まで
時間外電話予約OK



- ・不動産を生前に贈与したい。
- ・遺言書を作成しておきたい。
- ・相続手続きが分からない。
- ・新しく会社を作りたい。
- ・借金で困っている。

様々なご相談を承ります。まずはお電話ください。

TEL0952-52-2079（神埼サピエより南に100m）

司法書士 末永博義・井上智史

司法書士 すえなが総合事務所

有料広告

住まいの耐震対策を支援します！

◎問い合わせ 建設課 建築住宅係 ☎37-0103

木造住宅の耐震化を促進するため、国や県と協力して、耐震診断および耐震改修にかかる費用を補助します。

●耐震診断補助

対象住宅	補助内容
昭和56年5月31日以前に建築され、個人が所有し自ら居住する「木造一戸建て」住宅	診断費用を全額補助 ※事務手数料として5千円の自己負担が必要です

●耐震改修補助

対象住宅	補助対象	補助内容
昭和56年5月31日以前に建築され個人が所有し自ら居住する「木造一戸建て」住宅	耐震診断の結果、建物の上部構造評点を1.0以上にするための改修工事費用	改修工事の費用に対して80%を補助 ※補助限度額100万円

●受付期間 12月27日（金）まで 9時～17時（土日・祝日を除く）

※募集戸数に達し次第、受付を終了します。

●募集戸数 耐震診断補助 10戸、耐震改修補助 1戸

●注意事項

※事前に建設課にご相談ください。申し込み資格など各種条件があります。

※手続き前に耐震診断、耐震改修を行った場合は補助の対象となりません。

※悪質な業者による勧誘にご注意ください。

（市職員が訪問や電話で耐震診断や耐震改修を勧めることはありません）



危険ブロック塀等の除去費に関する補助について

◎問い合わせ 都市計画課 都市計画係 ☎37-3874

道路に面した危険なブロック塀の撤去に関する補助を行っています。詳しくはお問い合わせください。

●補助対象

道路に面した高さ1m以上のブロック塀等（補強コンクリート造、レンガ造、石造、コンクリートブロック造等）の除去工事費

●補助金額 次の①、②のうち低い額（補助対象事業費の上限額は14万円）

①対象工事費の2/3 ②撤去するブロック塀等の長さ（m）×1万円×2/3

●申請できる人 ブロック塀等の所有者および管理者で市税などの滞納がない人

●受付期間 6月3日（月）～12月27日（金）

●申請にあたっての注意事項 ・補助金交付決定前に契約・工事をされている場合は、補助対象となりません。
・受付件数が想定数に達した場合は受付を終了します。

農業用機械の保険加入・避難を

◎問い合わせ 農政水産課 農業水産振興係
☎37-0117

近年、豪雨による内水氾濫により多くの農業用機械が被災しています。

長期的な農業経営を行っていくために、農業用機械の保険（共済）に加入し、備えることが必要です。

保険（共済）によって加入できる農業用機械の種類や補償内容、保険料（共済掛金）は異なるため、ご自身の経営にあった保険を選びましょう。

詳しくは、お近くの農業協同組合、農業共済組合、損害保険代理店へご相談ください。

また、気象予報などで自然災害が発生することが事前に予測される場合は、あらかじめ農業用機械を高台に避難させておきましょう。

犬のフンは飼い主が持ち帰りましょう

◎問い合わせ 生活環境推進課 生活環境係
☎37-0112

「道路などの公共の場所で犬のフンが放置され、大変迷惑をしている」という苦情が寄せられています。

飼い犬のフンを片付けることは、飼い主のマナーです。散歩中に犬がフンをした場合は、持ち帰って可燃ごみとして出すなど適切に処理をしましょう。

最近は、フンを簡単にとることができる商品も販売されています。虫取り網のような持ち手付きの輪っかに袋をつけることで、自分でも簡単に作ることもできます。

ぜひ使ってみてください。



令和6年能登半島地震 災害派遣職員が報告

◎問い合わせ 総務課 人事係 ☎37-0100

能登半島地震の被災地支援を行うため、佐賀県派遣団の第2陣として、職員2人（合田謙三郎・脊振総合窓口課長）（宮島和也・国民スポーツ大会推進課）を石川県に派遣しました。

●派遣先 石川県志賀町 ●派遣期間 令和6年2月11日～18日

●派遣業務 住家被害認定調査



派遣職員からの声

【被災地の状況】

- ・津波の影響で大量のゴミが浜辺を覆いつくしていた。
- ・調査を行った地区の半数近くが空き家であったという印象。
- ・地震発生から1カ月以上が経過していたにもかかわらず、崩れ落ちた屋根瓦や倒壊した外壁などが撤去されておらず危険な箇所が多かった。
- ・多くの場所で液状化現象が見られ、マンホールが高く浮き上がっている道路が多かった。
- ・地割れが家（車庫など）を横断し、全壊扱いとなった箇所も数件あった。

【今後の教訓】

- ・認定調査用のアプリが非常に有効で、調査業務を効率よく進めることができた。端末のバッテリー容量や耐水性（雨天時の使用）が高い方がより作業効率が良くなったと感じた。
- ・応援職員の多くが家屋調査未経験であったため、経験者への負担が大きかった。
- ・指揮をとる志賀町の職員が通常業務も行っているので、派遣職員からの問いに回答できる余裕がない状況だった。
- ・消防署の職員は知らない土地を移動する訓練を受けており、現地で地図を頼りに移動する際に活躍していた。自治体職員に限らず、他の専門分野を持った者の動員も非常に重要であると感じた。



市では引き続き県および他市町とともに被災地支援に協力していくとともに、今回の現地支援活動による貴重な経験を市の防災力向上に活かしていきます。

家屋の取り壊し、住宅用地等の利用変更は届出を！

◎問い合わせ 税務課 資産税係 ☎37-0114

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している人や事業所に課税されます。家屋の取り壊しや住宅用地の利用状況に変更があった場合は、必ず届出をしてください。

◆家屋の取り壊し（一部を含む） 家屋（居宅・倉庫・物置・事務所など）を取り壊した場合

※建物の滅失登記をされている場合は、届出の必要はありません。

◆住宅用地等の利用状況の変更 家屋を取り壊して空き地や駐車場、公衆用道路などへ利用を変更した場合

※利用状況に変更がない場合は、届出の必要はありません。

●提出書類 ・家屋取壊し届出書 ・住宅用地の申告書 ・非課税申告書

※届出書、申告書は税務課・各支所総合窓口課・市ホームページで取得してください。

災害などによる固定資産税の減免について

◎問い合わせ 税務課 資産税係 ☎37-0114

土地、家屋や償却資産が災害で著しい被害を受けた場合、被害を受けた年度の固定資産税のうち、その被害を受けた日以降に納付期限が到来する税額について、申請により減免される場合があります。

申請方法や詳しい要件などはお問い合わせください。

パソコン・OA機器・オフィス家具・測量機器
保安防災用品・サイン工事・Fujifilmフルカラー複合機レンタル・販売

株式会社 ダイイチ 〓 神埼市神埼町鶴3669番地3
TEL:0952-55-8800 FAX:0952-55-8801
〓 daichi2@coral.ocn.ne.jp

SAGA 2024 神埼市応援グッズ

- ◆ポロシャツ（ボタンダウン）
- ◆キャンバストートバッグ
- ◆ネックストラップ

注文はこちら



有料広告

2024/令和6年



＋休日在宅当番医

診療時間：9:00～17:00

6/2

- ・松本医院（内・小）
☎52-4185
- ・古賀内科（内・小・胃）
☎44-2311

6/9

- ・中尾胃腸科医院（外・整外・胃・内）
☎52-3295
- ・和田医院（内・小）
☎44-2046

6/16

- ・おおつぼ内科医院（内）
☎52-3130
- ・中下医院（内）
☎44-2488

6/23

- ・栗並医院（内）
☎52-2977
- ・神埼クリニック（内・胃・呼）
☎53-1818

6/30

- ・目達原整形外科（整外）
☎52-3717
- ・和田記念病院（内・胃・小）
☎52-5521

7/7

- ・なかしま整形外科クリニック（整外）
☎51-1430
- ・たけうち小児科（小）
☎52-2524

＋休日歯科診療

神埼地区歯科医師会も輪番制で担当しています。

9:30～16:00

佐賀市水ヶ江一丁目12番11号
（佐賀市医師会立看護専門学校ビル内）

問 佐賀市休日歯科診療所

☎24-1426

SUN 日

MON 月

TUE 火

2	3 いじめ相談 ★人権相談〈神埼・千代田・脊振〉 ◎妊娠婦サロン&あかちゃん広場	4 消費相談 ◎ことばの相談
9	10 いじめ相談	11 消費相談 ★行政・人権相談〈千代田〉 ★身体障がい者相談 ◎リトルわんぱくKID'S
16 神埼市子どもまつり （→P26）	17 いじめ相談 ★行政・人権相談〈神埼〉	18 消費相談 ◎3歳児健診
23 にほんごきょうしつ （→P19）	24 いじめ相談	25 消費相談
30	7/ 1	2

★各種相談

くらしの相談（行政書士会）

7日（金）10:00～12:00
場所：市役所3階共用会議室
総務課 秘書広報係 ☎37-0088
14日（金）10:00～12:00
場所：千代田交流センター
千代田支所 総合窓口課 ☎44-2111

人権相談（人権擁護委員）

3日（月）
9:00～12:00
場所：脊振交流センター
13:00～16:00
場所：市役所3階共用会議室
千代田交流センター

行政・人権相談（行政相談員・人権擁護委員）

11日（火）13:00～16:00
場所：千代田交流センター
千代田支所 総合窓口課 ☎44-2111
14日（金）9:00～12:00
場所：脊振交流センター
脊振支所 総合窓口課 ☎59-2111
17日（月）13:00～16:00
場所：市役所3階共用会議室
総務課 秘書広報係 ☎37-0088

司法書士無料相談 ※要予約（定員4人）

20日（木）10:00～12:00
（1人30分）
場所：市役所3階共用会議室
※受付締切6月17日（月）
総務課 秘書広報係 ☎37-0088

身体障がい者相談（定員6人）

11日（火）10:00～12:00
（1人30分）
場所：千代田交流センター
高齢障がい課 障がい者福祉係
☎37-0111

こころの健康相談 ※要予約（定員2人）

20日（木）13:30～14:30～
（1人50分）
場所：千代田町保健センター
※場所の希望などは相談に応じます。
健康増進課 健康増進係 ☎51-1234

消費生活相談

毎週火・金曜日※祝日を除く
9:00～15:00
場所：市役所2階会議室
商工観光課 ☎37-0107
※佐賀県消費生活センターは毎日受付
9:00～17:00 ☎24-0999

妊娠・出産・子育てに関する相談

毎週月～金曜日※祝日を除く
9:00～12:00、13:00～16:00
場所：市役所 健康増進課
子育て世代包括支援センター
（健康増進課内） ☎51-1234

家庭児童・母子父子自立支援・DV相談

毎週月～金曜日 ※祝日を除く
9:00～12:00、13:00～16:00
場所：市役所 こども家庭課
こども家庭課 子育て支援係 ☎37-3873

もの忘れ相談 ※要予約（定員3人）

28日（金）15:00～17:00
場所：市役所 1階 相談室（1人40分）
※受付締切は前日の17:00
高齢障がい課（おたっしや本舗神埼）
☎37-0111
※すでに専門医を受診済みの人や認知症等で治療中の人は除きます

いじめ・体罰・悩み等電話相談

毎週月・木曜日※祝日を除く
8:30～17:15
☎52-5622（相談専用電話）

いじめ・体罰・悩み等相談窓口

毎週月～金曜日※祝日を除く
8:30～17:15
場所：市役所 学校教育課
学校教育課 教育指導係
☎37-3592

生活や仕事の悩みに関する相談 ※要予約

10:00～12:00
5日（水）市役所 福祉課
12日（水）脊振交流センター
19日（水）千代田交流センター
神崎市生活自立支援センター
☎97-6730

WED 水

THU 木

FRI 金

SAT 土

			1
5 生活相談	6 いじめ相談 ◆ひだまりふら〜っとDay (→P21)	7 消費相談 6月定例議会〜 ★くらしの相談〈神埼〉	8
12 生活相談 ◎乳幼児相談	13 いじめ相談 ◆ひだまりの会 (→P21)	14 消費相談 ★くらしの相談〈千代田〉 ★行政・人権相談〈脊振〉 ◎すこやか子育て相談室	15
19 生活相談	20 いじめ相談 ★司法書士無料相談 ★こころの健康相談 ◆ひだまりの会 (→P21) 子育て相談会 (→P13)	21 消費相談 ◎1歳6カ月児健診	22
26	27 いじめ相談 ◆ひだまりの会 (→P21)	28 消費相談 ★もの忘れ相談 ◎3〜4カ月児健診	29
3	4	5	6

◆子育て支援センター ☎44-4908

ひだまりの会 ※要予約

13日(木)・20日(木)・27日(木)

10:00〜11:30

対象：6カ月以上児

場所：千代田町保健センター

※予約は15日前〜3日前まで

ひだまりふら〜っとDay

6日(木) 10:00〜12:30

対象：未就学児まで

場所：千代田町保健センター

※来館前にお電話ください



◎こどもの健康 (健康増進課 母子保健係) ☎51-1234

妊産婦サロン&あかちゃん広場

※要予約

3日(月) 受付:13:15〜13:30

対象：妊産婦および1歳未満児

場所：神埼町保健センター

ことばの相談 ※要予約

4日(火) 13:45〜17:00

対象：1歳〜就学前児

場所：神埼町保健センター

リトルわんぱくKID'S ※要予約

11日(火) 受付:9:30〜10:00

対象：0歳〜就学前児

場所：脊振交流センター

乳幼児相談 ※要予約

12日(水) ※当日まで予約可能

10:00〜11:30、13:00〜14:00

対象：0歳〜就学前児

場所：神埼町保健センター

すこやか子育て相談室

※要予約

14日(金) 13:30〜16:30

対象：妊産婦および0歳〜就学前児

場所：神埼町保健センター

3歳児健診

18日(火) 受付:12:50〜13:20

対象：令和2年9月生まれ

場所：神埼町保健センター

1歳6カ月児健診

21日(金) 受付:12:50〜13:20

対象：令和4年10月生まれ

場所：神埼町保健センター

3〜4カ月児健診

28日(金) 受付:12:50〜13:20

対象：令和6年2月生まれ

場所：神埼町保健センター

7月

妊産婦サロン&あかちゃん広場

※要予約

1日(月) 受付:13:15〜13:30

対象：妊産婦および1歳未満児

場所：神埼町保健センター

※カレンダーの内容等を変更・中止する場合があります。問い合わせ先(☎)やホームページにてご確認ください。

脊振観光プール 管理・監視員募集

◎問い合わせ・宛先 〒842-8601 神崎市神崎町鶴3542番地1 スポーツ振興課 スポーツ振興係 ☎37-3875

- 業務内容 管理、監視
- 勤務場所 脊振観光プール（野外）
- 募集人員 6人程度
- 賃金（時給） 922円
- 任用期間 7月20日（土）～8月25日（日）
- 勤務形態
 - ・ 9時～17時のうち7時間
 - ・ 1日3人勤務のローテーション
- 休日 8月13日～15日
- 勤務条件 社会保険、雇用保険の適用無
- 応募資格 体力があり、泳げる人
- 応募方法 市販の履歴書（顔写真付）と官製はがき（返信先記入）を持参または郵送してください。
※郵送の場合、最終日の消印まで有効
- 選考方法 書類選考・面接
- 受付期間 6月3日（月）～14日（金）
平日：8時30分～17時15分

放課後児童クラブ 夏休み利用のご案内

◎問い合わせ 社会教育課 社会教育係 ☎37-3593

放課後児童クラブの夏休み中の入会を希望する場合は、早めにお申し込みください。

●入会条件

昼間、児童の面倒をみるできないことを証明する書類（入会児童と同居する父母および70歳未満の祖父母の就労証明書等）が必要です。

※就労等は、1日4時間以上かつ月15日以上労働することを常態とすることが必要です。

●対象者 小学1年生～6年生

●開設時間 7時～18時

※18時30分まで延長可（別途、負担金が必要）。

※別途クラブ費を徴収。

●申込締切 6月21日（金）

●注意事項

- ・ 弁当、水筒などは持参してください。
- ・ 長期休業中のみ入会者の土曜日利用、また土曜日のみの利用はできません。

●クラブの閉所日 日曜日、祝日、8月13日～15日

●申請方法

申請書に記入の上、証明書類・保険料と合わせて次の窓口に提出してください。

●申込書設置・申込場所

・ 社会教育課 ・ 千代田公民館 ・ 脊振公民館

※各公民館では、書類等の預かりのみです。

※申請書類等の様式はホームページにも掲載しています。

夏休み期間中の放課後児童クラブ支援員募集

◎申込・問い合わせ 社会教育課 社会教育係 ☎37-3593

●勤務場所

各放課後児童クラブ

・ 神崎町および千代田町（各小学校敷地内）

・ 脊振町（脊振交流センター内）

●任用期間（予定）7月10日（水）～8月31日（土）

●募集人員 10人程度

●賃金（時給）

・ 支援員資格有：1,076円

・ 支援員資格無：1,006円

※支援員資格（放課後児童支援員認定資格）

●勤務形態

夏休み期間中の月～土曜日

7時～18時30分（交替制：1日6時間以内）

●保険 災害補償保険有 社会保険・雇用保険無

●クラブの閉所日 日曜日、祝日、8月13日～15日

●申込方法

次の書類を社会教育課に提出してください。

・ 市販の履歴書（顔写真貼付）

・ 官製はがき（返信先記入）

・ 「放課後児童支援員認定資格」をお持ちの人は資格を証明する書類の写し

●募集締切 6月18日（火）

●選考方法 書類選考・面接

※面接日については、はがきで連絡します。

●その他

採用人数などに変更になる場合があります。

市営住宅入居予備(登録)者募集

◎提出・問い合わせ 建設課 建築住宅係 ☎37-0103

既存の市営住宅において、空家(空室)が発生した場合に入居をご案内する入居予備者を募集します。

現在、申し込みをされ、いまだ入居決定されていない人についても、引き続き入居を希望される人は、再度提出をお願いします。

●申込書の配布

6月3日(月)～ 建設課で配布

●受付期間 6月6日(木)～21日(金)

(平日のみ) 9時～17時

建設課で受付



カヌー体験実施中！

◎問い合わせ スポーツ振興課 スポーツ振興係 ☎37-3875

初心者でも簡単に、そして楽しくカヌーを体験できるよう、専門の指導者によるカヌー体験を実施しています。気軽に遊びに来てください。

●とき 6月～9月(土日・祝日のみ) 9時～16時

※7月20日(土)～8月31日(土)は、火曜日(休館日)を除き、毎日体験できます。

※天候およびインストラクターの都合により休みとなる場合があります。

●ところ 神崎市B&G海洋センター艇庫 ●料金(1艇あたり) 200円

※初めて体験を希望される場合や、団体でご利用される場合は、事前にお問い合わせください。



指定ごみ袋によるごみ出しのお願い

◎問い合わせ 生活環境推進課 生活環境係 ☎37-0112

「近所で夜にごみを燃やして臭い!」「煙の臭いが、洗濯物について困った!」など野外焼却に対する苦情が多く寄せられています。

廃棄物の焼却は、一部の例外を除き法律で禁止されています。野外焼却は、悪臭や煙害等で近隣住民へ迷惑をかけます。快適な生活環境保全のためにも、燃えるごみは指定ごみ袋でごみステーションに出し、資源物は分別してコンテナ収集に出すよう、適切な処分をお願いします。

●法律での焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

次に挙げるもので公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない、または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合に限りです。

①国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

例：河川管理のため伐採した草木など

②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために、必要な廃棄物の焼却
例：災害時の応急対策、火災予防訓練

③風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

例：正月の「しめ縄、門松など」を焚く行事

④農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

例：農作物の残渣、伐採した枝などがありますが、本市では稲わらなどの有効利用や、田畑へのすき込みを推奨しています

※事業で生じたビニール、プラスチック類などは産業廃棄物として処分が必要です。

⑤たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

例：落ち葉焚き、キャンプ

外国人(がいこくじん)のための日本語教室(にほんごきょうしつ)

◎問い合わせ 企画課 企画係 ☎37-0102

外国籍住民の人と地域住民との交流の拠点となる「日本語教室」を開催しています。日本人ボランティアとして「やさしい日本語」で、お互いの国の文化や風習について学びましょう!

がいこくじんのひとへ

日本(にほん)の生活(せいかつ)のことを勉強(べんきょう)します。お金(かね)はいりません。おもだちを誘(さそ)って、みんなで「やさしいにほんご」で話(はな)しましょう!

●とき 6月23日(日) 10:00～11:00

●ところ

神崎市中央公民館

●参加費

無料

※ご参加の場合は企画課までご連絡ください。



▲くわしくはこちら

教育長に牟田禎一氏・教育委員に糸山和男氏が就任されました

◎問い合わせ 学校教育総務課 教育総務係 ☎37-3591

任期満了に伴い、5月10日付けで新たに教育長および教育委員に就任されました。(敬称略)

教育長ご挨拶

教育長を拝命しました牟田禎一と申します。皆さまから信頼される教育行政を目指していきます。よろしくお願いします。



教育長 牟田 禎一



教育委員 糸山 和男

佐賀東信用組合から子育て支援に寄付

◎問い合わせ 企画課 企画係 ☎37-0102

佐賀東信用組合から子育て支援に寄与することを目的とした寄付金をいただきました。これは「まち・ひと・しごと創生」に関する取り組みとして、市と連携協定を結ぶ同組合が「とうしんカルガモ定期預金」の契約額に応じた金額を寄付されるものです。市長は「大変ありがたく、子どもたちが暮らしやすいまちづくりに活用させていただきます」と感謝しました。この定期預金は平成29年度から実施されており、今年度も取り扱われています。



「懐かしい時代」

きままに神埼

現在、市内にはさまざまな今風の住宅が建っています。近年の家は窓が小さくて少なく、暑い外気を入れないでエアコンで室温を調節する家屋は環境の変化を感じます。県内の昔の住居は、風を取り込んで通気を良くした家が多かったように記憶しています。寄棟造りが多数ありましたが、神埼市の平野部にはクド造り、神埼北部では鉤屋(かぎや)造りの家も近年まで残っていました。共通しているのはどの家も土間が広く、南北に風通し良く、雨の日や夜間など屋内での作業に適した家屋でした。

長崎街道神埼宿などの街道筋はほとんど妻入りでした。間口で税金が決まるので、街道に面した間口の幅は狭く、逆に奥行きは長く、深く…ひんやりとしたタタキの土間は裏まで貫通していました。家(エノチ)に関する言葉もいろいろあり…「キンド、カド、カドンクチ、ニワナカ、イタシキ、ナカエ、ザシキ、ナカザ、ネドコ、カマヤ、ウランクチ…」こんな言葉を普通に使っていた時代は、今よりもっとお互いに助け合った生活をしていて…。カセイ(加勢)は、お互いの仕事などを手助けする相互扶助として行われ…。イイ(結い)は、力を貸し合うことを約束しての労働力交換で、神埼では手間換え(テマギヤア)と言って、田植えや稲刈りの時は必須でした。モヤイ(モヤア)は、自由な意思によって共同であるもので、その昔は水車、風呂、井戸などがありました。小川に高低差がある神埼町の北部はモヤイ水車がいくつもあった地域で、共同で自家用の精米などを行っていました。共同風呂も戦後まで残っていたようです。なんとなく懐かしい人たちが懐かしい風景が目につかぶ…。そんな心地になる昔の話でした。

文化財観光案内専門員
執行 真知子

有料広告

圧倒的張替え実績!!



経験豊富なスタッフがお見積・作業・納品まで一貫して行います!!
ふすま障子あみ戸
張替1面(税別) **1,800円〜**



通話無料 フリーダイヤル

0120-962-976



神埼・鳥栖店 神埼郡吉野ヶ里町立野661-3 営業 9時〜18時 日・祝祭日定休

「どこに頼めばいいんだろう？」

そんな時こそ あなたの町の便利屋さん

「お助け110番」

まで!!

剪定・伐採 家具移動 不用品回収 雨樋・波板 手すり・ドアノブ

など、様々な事に対応しています!!

お気軽にご相談ください!



あなたの町の便利屋さん

お助け110番

通話無料 フリーダイヤル

0120-526-956



神埼・鳥栖店 神埼郡吉野ヶ里町立野661-3 営業 9時〜18時 日・祝祭日定休

有料広告